

---

○議長（近藤八郎君） ただいまから、休会を解き、令和4年下川町議会定例会を再開し、7月臨時会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、7人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、説明員である課長等の入場を制限しております。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第123条の規定により、7番 小原仁興 議員及び1番 斉藤好信 議員を指名いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。

我孫子洋昌 議会運営委員長。

○議会運営委員長（我孫子洋昌君） 令和4年下川町議会定例会7月臨時会議の運営について、本日開催いたしました議会運営委員会の審議結果を御報告いたします。

本日は、7月臨時会議に提案されます議案等の審議要領等について審議を行いました。

7月臨時会議の提案事項については、町長提案が3件で、内容は、一般議案1件、補正予算2件であります。

また、議会提案は1件で、内容は委員会報告1件であります。

これらの状況を考慮し、7月臨時会議の本会議については、本日1日とすることといたしました。

次に、提案議案等の審議要領等についてであります。本日提案される町長提案3件、議会提案1件、合わせて4件につきましては、いずれも本会議において報告、審議を行うことにいたしました。

以上、議会運営委員会における審査結果報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありましたが、委員長の報告のとおり、7月臨時会議の審議を要する期間について、本日1日限りとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、7月臨時会議の本会議の審議を要する期間は、本日1日限りといたします。

以上で委員会報告を終わります。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第4 議案第25号「議会の議決に付すべき工事請負契約について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案提案をさせていただく前に、7月臨時会議開会に当たり、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

北海道内におきましても、夏日の気温が続いている7月のこの季節の中、いまだ猛威を振るっている新型コロナウイルス感染の収束が見えないところであり、第7波の様相も視野に入れていかなければならないものでございます。それとともに、町内におきまして、社会活動並びに経済活動を円滑に進めるためにも、確固たる感染予防と感染対策を徹底していくよう啓発していく所存でございますので、町民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、このような折、議員各位には、今臨時会議の御案内をさせていただきましたところ、大変御多用の中、御出席をいただき、御審議賜りますことを心より感謝申し上げます。

今般の臨時会議において提案させていただきますのは、新型コロナウイルス感染症に係る補正予算を含め、3件の事案でございまして、議員各位には慎重な御審議をお願い申し上げます。

それでは、議案の提案をさせていただきます。

議案第25号 議会の議決に付すべき工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が5,000万円以上となった契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

下川浄水場建設工事につきましては、老朽化した既設の浄水場に替わり、新たな浄水場を下川取水場近接の北町311番地4に建設するものであります。

主な工事概要につきましては、鉄筋コンクリート造り、地上2階建て、建築面積439.09㎡、延床面積790.95㎡の浄水場施設を建設し、内部設備として、導水ポンプ設備、膜ろ過設備、薬品注入設備等の機械設備、自家発電設備、受変電設備、計装設備等の電気設備を整備するものであります。

契約の経過につきましては、下川町建設工事入札等参加者指名選考委員会規定に基づき、6月17日に開催いたしました指名選考委員会におきまして、これまでの実績と今回発注工事の内容等を勘案し、5者を指名し、7月12日に指名競争入札を執行したところであります。1回目、2回目の入札とも予定価格を上回る入札金額であったため、落札者が決まらず、入札不落となったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8

号の規定に基づき、2 回目の入札の最低価格入札者と不落随意契約の手続を進めたところであります。

不落随意契約では、2 回にわたり見積書の提示を受け、2 回目の提示で予定価格以内の見積額であったため、7 月 12 日に仮契約を締結したところであります。

なお、予定価格に対する契約金額の割合につきましては、99.9%となっております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 建築物の基本的な考え方について、お尋ねをいたします。

御案内のとおり、ゼロカーボンの宣言を前後して、下川町における建物について、環境に配慮した建物を建設していくという基本的な考え方が示されているんだと思います。その一例として、民間の森林組合では、ゼロ・エネルギー・ビル基準…これを設けて建てられたわけでございます。

今回の建物に当たって、御案内のとおり、町では地域材活用基本方針も定められております。この建物について、どのような…環境に配慮した建物になっているのか、または、地域の木材が十分使われた建物になっているのかどうか、基本的なところをお尋ねいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） 今回の建物につきましては、鉄筋コンクリート 2 階建てとなっております。森林組合等…ZEBを使ったものになっておりますけど、今回の建物については鉄筋コンクリートということで、ZEB等の使用はしておりません。

以上です。

○議長（近藤八郎君） 4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 構造自体もいろんな…今、環境に配慮した鉄骨、鉄筋であり、考慮されているものがあると思います。

もう一つの質問…先ほど言った…内装で地域材が使われていく…全部コンクリートじゃないわけですよね、木材を使うわけで、そのへんどうなっておりますか。

○議長（近藤八郎君） 再度、答弁を求めます。

平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） 設計書の中ではコンクリート仕上げとなっておりますので、木材の部分については特になくとも思っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 木材は一切使われていないという理解でいいんですか。

○議長（近藤八郎君） 平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） そのあたり必要であればですね、ちょっと調べてお答えしたいと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 質問者はその答え…今…待っているわけでしょ…この本会議の場でね…はい。

それでは暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時26分

---

再 開 午後 1時34分

○議長（近藤八郎君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほどの質問について、答弁をお願いいたします。

平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） ただいま質問にありました、木の使われている部分ですけれども、人目のふれる玄関ポーチ部分に、町内材のカラマツを 13.2 m<sup>3</sup>使っております。それ以外の部分については、水処理施設ということで、防水性に優れたコンクリート造りということになっております。以上です。

○議長（近藤八郎君） よろしいですか…はい。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 25 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 5 議案第 26 号「令和 4 年度下川町一般会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 26 号 令和 4 年度下川町一般会計補正予算（第 4 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 4 年度一般会計の第 4 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 6,379 万円を追加し、総額を 54 億 3,714 万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としまして、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応などに係る経費を計上しております。

主な補正予算の概要を申し上げますと、民生費では、高齢者等生活支援事業に係る経費を、衛生費では、簡易水道事業特別会計繰入金を計上しております。

農林業費では、農業経営支援事業に係る補助金、基幹産業人的資本事業に係る経費、営農飲雑用水施設利用組合臨時交付金事業に係る経費を計上しております。

商工労働費では、原油価格・物価高騰対策事業に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源といたしまして、国・道支出金、繰入金を計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたします。詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 小林総務課長。

○総務課長（小林大生君） それでは、私の方から説明をさせていただきます。

議案第 26 号説明資料を御覧ください。補正予算概要書により御説明いたします。

今回の補正の要因につきましては、原油価格・物価高騰対策等に係る補正となっております。

はじめに、歳出から御説明いたします。

まず、民生費ですが、高齢者等生活支援事業で574万円の計上でございます。これにつきましては、原油価格・物価高騰に対する生活・暮らしの支援として、住民税非課税世帯の高齢者等に対して1万円の商品券を支給するものでございます。

対象者は、市町村民税均等割が非課税の世帯で、世帯全員が65歳以上の世帯又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている者が属する世帯としておりますけれども、北海道子育て世帯臨時特別給付金が支給されている世帯につきましては、対象外としております。

経費の内訳につきましては、給付に係る事務費として、役務費で24万円、高齢者等生活支援扶助費として550万円となっております。なお、財源につきましては、市町村高齢者世帯等生活支援事業補助金で補助率は2分の1、地方創生臨時交付金で補助率は10分の10となっております。

次に、2ページに移りまして、衛生費ですが、簡易水道事業特別会計繰出金で793万円の計上でございます。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による暮らしの支援として、水道使用料基本料金を3か月間免除するものでありまして、これに伴う繰出金となっております。なお、財源につきましては、地方創生臨時交付金で補助率は10分の10となっております。

次に、農林業費の基幹産業人的資本事業で710万円の計上でございます。これにつきましては、農林業の基幹産業等に携わる人材を確保するため、事業体、産業団体、行政が連携して人材を呼び込み、地域における人的資本の増強を図るための事業経費でありまして、委託料で710万円の計上でございます。

次に、同じく農林業費の農業経営支援事業で2,500万円の計上でございます。これにつきましては、原油価格や生産資材の高騰の影響を受けた生産者に対し、経営を支援するもので、内訳といたしましては、肥料価格支援給付金で2,310万円、燃料価格支援給付金で190万円、対象者は認定農業者77件、補助率はいずれも3割以内となっております。なお、財源につきましては、地方創生臨時交付金で補助率は10分の10となっております。

3ページに移りまして、同じく農林業費の営農飲雑用水施設利用組合臨時交付金事業で36万円の計上でございます。これにつきましては、営農飲雑用水を利用する世帯の費用負担の軽減を図るため、利用組合に対しまして交付金を交付するものでございます。

次に、商工労働費の原油価格・物価高騰対策事業で1,766万円の計上でございます。

これにつきましては、原油価格・物価高騰に伴う生活支援といたしまして、全世帯に1万円分の商品券を配布するものでございます。内訳といたしましては、事務費として需用費で3万円、役務費で73万円、原油価格・物価高騰対策事業扶助として1,690万円となっております。なお、財源につきましては、地方創生臨時交付金で補助率は10分の10となっております。

4ページに移りまして、歳入について御説明いたします。

まず、国庫支出金ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で4,886万円の計上でございます。これにつきましては、補助率が10分の10以内となっております。また、交付限度額の見込みが1億1,399万3,000円、現行予算が6,513万円で、補正

後の予算額といたしましては1億1,399万円となります。

次に、道支出金の市町村高齢者世帯等生活支援事業費補助金で275万円の計上でございます。これにつきましては、高齢者等生活支援事業に係る補助金でありまして、補助率は2分の1以内となっております。

最後に、繰入金の財政調整積立基金繰入金で1,218万円の計上でございます。これにつきましては、今回補正に係る財源調整となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 農業経営支援事業について質問いたします。

今回の補正は、コロナ禍における原油価格・物価高騰対策に係る経費ということで提案されているものでございます。その中で、原油価格の高騰に対して支援をするという趣旨の内容でございました。対象者は認定農家77件となっております。認定農家でない方…四十数件あると私は認識しておりますが、本町にとって、この支援のあり方、対応は妥当であったと判断されているのか伺います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

古屋農林課長。

○農林課長（古屋宏彦君） ただいま御質問いただきました、認定農業者に限る支援ということが妥当か否かというお話がありました。この御質問については、認定農業者に激変の緩和をするという町の趣旨から考えると、妥当であると考えます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 議論の中で、100万円未満の細分化しながら支援をしていく…これは肥料を使った方に対する激変緩和の措置であるなら、そういう判断もあったかと思いますが、検討はなかったのでしょうか、伺います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

古屋農林課長。

○農林課長（古屋宏彦君） この制度を考えるに当たって検討いたしました。検討の結果で、認定農業者というふうに…私ども農林課としては結論に至ったわけですが、この認定農業者というものは、国が中核的な農業を地域で担う者というふうに位置づけられております。市町村長が認めて、初めて認定農業者というふうになるわけですが、この

機能の中には、やむなく離農されてしまう方もいらっしゃる、その農地をどうやって利活用していくか、その農地の担い手の位置づけも…実はございます。それだけ担い手を増やしていくということは簡単ではありませんが、この中核的な農業者に対する支援をしていくというのが認定農業者の位置づけであります。

今回、この肥料高騰によりまして、営農の中で経費が増高しているというところに、このままにしておくと、やはり認定農業者の経営体力が衰えて、翌年の栽培などについてもやはりいろんなものが縮小していく可能性があります。現実的には、そこの担い手が土地を取得、若しくは借りて、営農する意欲、若しくは経営的な事ができなくなるようなケース、こういうのはやはり我々にとっては…地域の農業としては非常に大きな課題だというふうに考えます。そのような点から、この認定農業者に限って、このような形で集中して激変緩和をしていきたいというふうに考えた次第でございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 支援の中身は…別に疑義があるわけではないんです。問題は認定農業者から外れた人は支援が受けられない、これは経営規模は大小あったにしても、認定農業者から外れた…ただそれだけで支援が断たれる。先ほど、提案の中にも非課税世帯に対してもしっかりと本町は支援をする意思を見せている、なのに認定農業者から外れているだけで支援から外れてしまう、ここの部分に対しては整合性がないように見えるんですが、答弁を求めます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

武田副町長。

○副町長（武田浩喜君） 今回、物価高…価格高騰の対策ということで、全ての町民の方、事業者の方が影響を受けているというふうに思っております。取り分け…農業者については、新聞でもございましたとおり肥料の高騰というのがものすごくあってですね、来年の営農を続ける上で非常に厳しいという状況があったということも踏まえた上で、影響の多いところについて…仰るとおり全ての方に等しく支援ができれば一番いいんだとは思いますが、限られた財源をどう配分をしていくかということをややはり考えていかなければいけませんし、そういう意味では、低所得の方については、ある程度上乗せをしながら、全町民の方に物価対策の1万円の商品券を配布させていただく。さらに農業者の方については、認定農業者の方はそれなりに…肥料代というか…それが営農する上できちんとかかっていますので、そういった影響の大きい方について、その負担を軽減するために…一定の線引きをしなければいけませんので、そういった意味で認定農業者に限らせていただいたということです。

それと併せて、今回の対策については、農協が…広域農協ということもございまして、各4町それぞれの町とも連携をしながら、ある程度…北はるかに所属する農家さんについては、同じような基準で対策を講じようということで、担当者レベルで相談をさ



せていただいておりますので、そういった意味も含めて今回の農業者に対する支援については認定農業者ということで整理をさせていただいたということでございます。御理解ください。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。  
2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 農業経営支援事業についてです。今の答弁にもありましたように、北はるか農協からの要望書がきっかけとなってこの事業…始まったと思っております。

二つお尋ねしたいんですが、肥料価格支援、燃料価格支援があつて、配合飼料の…餌の助成がないのはなぜでしょう。

それから、二つ目に、ここにはないんですけれども…暖房の灯油についての助成が農業経営支援事業で載っていません。北はるか農協の広域4市町村をなるべく平等にという答弁でしたけれども、本町の事情を鑑みるに、ビニールハウスでの施設園芸農家が大変多いです。最近、新しく農業を始めて、まだ経営が安定していないような方は、もちろん施設園芸中心で、フルーツトマト中心で、かなり暖房の灯油の値上がりは経営に響いていると思います。そのような中で、最近農家を始めて、まだ経営が安定していない方に限って、暖房用の灯油…燃料を支援すると、そのような検討はなされなかったのでしょうか。二つお尋ねしたいです。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
古屋農林課長。

○農林課長（古屋宏彦君） ただいまの御質問の中で、まず、1点目であります、牛等が食べる餌…飼料の関係でございます。こちらの関係については、既に国が制度をもっており、飼料価格安定化基金という制度がございます。増高分に対して最大で7割を補填するというものになっております。現在、昨年段階から…それなりに多分相当上がっておりますので、この分については安定化基金の制度が適用されて、補填が進んでいるかと思っております。ただ、楽観視できないところにおきましては、来年度においてもこの価格が維持されてしまうようなケースがあるとすれば、緊急に上がっていた価格の補填がなされないということで、高値安定の場合にはこの制度が実は発動しない仕組みになっております。このようなところも考えていくと、今、現状では、この安定化基金の対策で十分なところもあろうかと思っておりますが、今後、先を見たところでは、安心してはいただけないというところで、私が理解する…JA北はるかさんから要望をいただいた中でも、高値安定の場合には、相当やはり危惧しているというふうな認識をさせていただいております。このようなところから、今回は対策として入れておりません。

二つ目、暖房の関係、特に…先ほどのお話では育苗等の暖房のところ、それなりにお金が…特にかかるとして、就農がまだ間もない農家さんは大変ではないかと、この対策は検討されたかという御質問であったかと思っております。個々に育苗されている農家さん

もありますし、かなりの割合ではありますが、戸数割でいくと町の育苗ハウス…こちらの方で育苗されているところもございます。こちらの育苗ハウスにおきましては、月額1棟当たり33万円を頂いております。昨今、原油価格が上昇いたしまして、相当増えてはおりますが、増えているとはいいいながらも条例で決められた33万円を頂くこととしております。この中には農業者支援というものが当然入っております、この部分で特に就農間もない方もそれなりに中で育苗されておりますから、そのところで灯油等の増加分の影響は…少なくともそこでは受けていない状況があります。ただ、今後、また違う形でいろんな支援を必要とする場面があるかと思いますが、その都度、また状況を見ながら検討させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 暖房用の燃料ですが、私が申し上げたのは、苗を育てる段階だけではなく、本畑といいますか…自分のハウスに植えた後も、まだ下川町では暖房が必要な時期がある。その時期は町の助成はなくて、個別農家の負担になるので、そのところも考慮するべきだと考えます。

それから、酪農の配合飼料…安定化基金ですが、安定化基金というものがあって…7割の補助とかという、大変それは…国の制度で恵まれているように思いますが、その基金を保つために酪農家が負担する負担金が増えているという状況があると思います。この点については、いかがでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
古屋農林課長。

○農林課長（古屋宏彦君） 酪農家が安定化基金等に負担する部分について、お答えさせていただきます。こちらの基金は、酪農家が1kg600円を拠出いたしまして、国・道の財源を入れ、そして基金を作っている状況にあります。購入されている餌の量によって、この基金…酪農家の方などが負担する金額が当然増えてまいります。この金額が高いのか、安いのか、負担に耐えられるかどうかというところについては、今後の推移をよくよく見させていただきたいと思っております。直ちに…今すぐ緊急的な支援が必要かどうかという点においては、今の段階では、今回提案させていただいている内容が、まずは取り急ぎなものではないかというような考え方をしております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 育苗だけに限らない点について、答弁をお願いします…暖房の。

○議長（近藤八郎君） 古屋農林課長。

○農林課長（古屋宏彦君） 失礼いたしました。それぞれ農家さんは、育苗の後、定植、

栽培等の段階を経ますが、この時期をいつにするかというのは、それぞれの経営判断が多分あるかと思います。それぞれの規模に応じて、または人的な範囲に応じて、いろいろなことをされている。確かに同じ灯油を使うのであれば安い方がいいとは思いますが、現実的には、ここの部分というのは、ハウスの…今まで町が支援をしてきている部分で、寒い日でもそれなりに暖が取れると。当然その部分についての支援によっての継続した営農をしていただいているわけですので、ここにつきましては緊急性は…今回提案させていただいたよりはまだないのではないかと考えておりますが、今後の灯油価格が仮に…さらに倍になったりすると、そうは言いながらもというところも当然あるかと思っておりますので、そのへんは状況をまた今後もちよっと見させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） それでは、ほかに質疑ありませんか。  
5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 私の方からは、補正予算の中の基幹産業人的資本事業について質問をいたします。

今回、補正要因ということで、原油価格や物価高騰対策に係る補正ということですが、こちらの人材の確保については、本町が長年抱えてきた課題であり、これは今年この時期に急に降ってわいたような課題といったことではないかというふうに思われます。今回この時期に、これをあえて補正予算として計上したのは…私、個人的には、これは当初予算に計上して、令和4年度の事業としてしっかりと取り組むべき案件であるというふうには考えておりますが、この時期に出された事情というのが、どういった理由によるものか。

また、同じように町内には移住者を獲得する目的をもって作られて活動している団体がある中で、農業、林業等ですね…こちらの方に焦点を当てた人材獲得のためのそういった事業をするということで、今までの産業活性化支援機構の方に更に支援を増やすというより…また新たなこういった事業をするといった位置づけですね、そういったことについて確認したいというのが2点目です。

後、今回これは、あくまでも働き手、担い手を募集するということか、それともこの方たちがずっと下川に残って町を形成していくといった、そういったところまでを見据えた事業なのか、当座の人手不足を解消したいのか、それとも向こう何年間にわたって地域に根付いた人材として必要だというふうに考えた人的資本の事業なのか。

この3点について、お伺いいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
古屋農林課長。

○農林課長（古屋宏彦君） まず、1点目の…なぜ補正予算の計上かという部分であります。本来であれば当初予算…十分私も理解するところではありますが、コロナの関係が…一説では…半年ほど前は、4月程度には落ち着いて、外国人がそれ相応に入って来れ

る、後は日本国内でも人流がそれなりに活性化する、そういうような論調も実はありました。ちょうどワクチン接種が2回目終わる頃だったのでしょうか。そういうようなところがありましたので、そういうところに私は期待をしておりましたし、その観測としてはそれなりに人手不足もある程度緩和するのではないかという見込みを立てておりましたが、その見込みは見事に裏切られる状況になりました。かといって現状では、今手を出さなければ…産業的にもうちょっと拡大したい、こういうことをやりたいというような方々、後、工場など…いろんな所で人手不足というのは相変わらず聞こえてくる、このへんについては看過できない課題であるということで、本来…仰るとおり当初予算の計上が望ましいところではありますが、補正予算の計上に至った次第です。

二つ目の、産業活性化支援機構があると…そちらの方での移住者ということに加えて、さらに農林業にフォーカスを当てた事業で…この事業どういう位置づけなのかというところの御質問だったと思います。産業活性化支援機構…タウンプロモーションの主な事業としては、移住者向けの事業というふうに認識しております。特に生活をどうやって…下川地域で行っていくか、当然、下川に住んでということが前提になっているかと思えます。今回の基幹産業人的資本事業の関係につきましては、下川に住むということよりも下川のお仕事に従事をしていただく、そういうような方を…いかに町内に目を向けていただけるかという目的がございます。ただ、先ほどお話があったとおり、将来的に移住をしていただくとか、あと、いろんな産業の担い手になるとか、これは本当に大変有り難いお話ですし、例えば家庭を持って家族を養っていくなど…そういう展開になれば、これは本当に生きた制度になるのではないかと思います。当然、今、タウンプロが実施しております、移住、生活をメインとした取り組みとも部分的には関連をしていきますから、この部分とは、それぞれが情報連携をしながら進めていきたいと思えます。ただ、特に就業の関係については、働こうとする方と雇う方の相性というのが非常に…多々あります。ただ、これをコーディネートする者が…もし調整できれば何とかなるというケースもあるかもしれませんが、そういうようなところまでタウンプロモーションが抱えるということになりますと、本来、移住などの相談というところが若干手薄になるかもしれません。ということで、新たな対策としての人材確保をしたいという位置づけでこの事業を提案させていただいております。

三つ目の関係については、若干…担い手の話もふれましたけれども、まずは当座の人材を何とかせねばならんだろうというふうに思っています。私も…この事業をやったから全てが解決するとまでは当然申すことはできませんが、今よりも少しでも良くなれば…この人手不足の環境が良くなればという思いで、今回提案をさせていただいております。後々については、先ほど話したとおり、思いがけなく下川に住んでいただくなんていうことになっていただければ、私としては大変有り難い状況だと思っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 歴年の課題ではあるが、特に今年度…この時期にあえて提案をするといった内容の…一つ目の答弁がありました。これは全国的にどの町も同じよ

うな課題があるというふうに認識をしております。下川でも…これはずっと言われてきたことであって、この時期に手を打つというところに出たということになってはおりますが、さりとて、下川の課題といったものが…雇う側と雇われる側のマッチングといった答弁もありました。これは今回の議論ではなくて、以前の議論の中で、その時は林業関係の分野での人材獲得といったところの文脈で、下川の町のそういった環境が…例えば大都市からも離れているとか、旭川や札幌から遠いといったところで、なかなかそういった方に見てもらえないんじゃないかみたいな議論も確かにありました。そういった理由でなかなか人が獲得できないというような議論が出てきますと、これは100年経っても下川は1ミリも旭川に近づかないことは明らかでありますので、そういう何か…今まで人が獲得できなかった理由を上回る何か魅力を、下川がそういった方々に向けて発信するといったことが、この事業でどこまでできるのか。このことによって、下川が、そういった働きたい人にとって魅力ある土地として、そういった様々な事業所の抱える課題であるとか…そういったものもありながらもそういったところで働いてもらえるような方にかにアプローチできるか、そういったことがかなり大事かと思われま。

もちろん暮らすということに関しては、これまでタウンプロモーション推進部がやってこられた…移住者募集とか、そういった実績、成果などもありますので、そこしっかりと連携をして、暮らすこと…仕事だけではなくて生活していくことも、もちろん下川にとっては…その方々にとっては大事なことでもありますので、どういったところが新しく下川で生活をし、仕事をしていくのかといったところも十分に情報交換をしながらやっていく。農業や林業以外にも人手を欲している分野は下川には多くあります。そういったところにも…農業や林業だけではないから、こちらにもどうぞというような、いろんなところに人が…下川に入ってもらえるような、そういった施策をできるように…これは今年度に限る話ではないというふうに思うんですけども、例えば今年度スタートして、何年間…向こう実施をして、どういった成果を今後挙げていきたいのかとか、多分…今年度に限った話ではないと思うんですけども、将来的な考え方ですね、先ほどの答弁の中では、まずは当座の人材といったようなところもあるんですけども、これが…今年10人来たからいいやとか、そういった話ではないと思うんですけども、そのあたりについても長期的な展望、そういったものがもしあれば、この場でお示しいただきたいというふうに思います。

○議長（近藤八郎君） 質問者に申し上げますが、もう少し簡潔にお願いします。

それでは、答弁をお願いします。

古屋農林課長。

○農林課長（古屋宏彦君） ただいま御質問にあったとおり、全国的な課題となっております。本当にこの課題については、長い間、下川町の課題でもあります。特にタウンプロとは連携を進めていきたいと思っております。この取り組みについては、今年度では終わらしたくない…複数年にわたって取り組んでいきたいと思っております。後、今までは、距離が遠いからなかなか情報が伝わらない、来ていただけないということがあったかもしれませんが、今は多くの方々がスマートフォンなどを使ってコミュニケーシ

ョンを図る時代になりました。そういう方々が、下川町の取り組みや、人が欲しいんです…来てくださいというような情報をいかに届けるかというところに、この機運を高めて、人材を下川町に招くことが実現できるのではないかと考えております。一つ、二つのメディアではなく、幾つかの…SNSといわれる…そういうツールを使いまして、いろんな方に下川町の…まず存在、そして取り組み、そして今…下川が困っていることなどなどを伝えていきたい。当然、顔対顔を合わせてやり取りをすることも大事かと思いますが、後はそれ以降に…実際に下川に来てみたいよというお話がもしいただけたならば、そういう方も下川に一回お招きをして、下川という地域がどういうことかを感じていただく、この繰り返しに尽きるのではないかと考えております。長期的にできれば有り難いなという事業ではありながら、まずは今年度、何とか良い形で成果を残したいというふうに考えております。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 私は、先ほど…4町の広域農協の話をされましたが、下川町は4町と違うところがございまして、SDGsの取り組み…誰一人取り残されないという、持続的な町をどう作っていくかというところが、基本的には全く違うところだと思います。そこで、政策の一貫性の視点、さらには地域を守り抜くと、さらにはコロナについては…自助努力ではどうにもならないわけですよ、そういう観点から質問をいたします。

まず、農林業費の人的資本事業…先ほどからいろいろ議論がありますが、委託先がタウンプロではないと。私が承知している範囲内では、委託先がね…これ定款を変えなければいけないのではないかと、本旨の事業から離れている事業なんだと思います…人材のコーディネートというのはですね。そこを…私が承知しているのは、定款まで変えてやる何らかの意味があるのかなと、私が承知している範囲ですよ。それから、外部人材を採用してやると。やはり地域の農業の実情、地域の実態を分かる人がしっかりとコーディネートして、はじめてその機能がいかされるということになるんだと思います。それから、横の連携連携といいますが、私たちが…これは学習している話でね、連携連携はいくんですが、なかなかその連携ができない。そんな中で、やっぱりタウンプロで一括してやるっていうのがベストではないかと。

それからもう1点、先ほどいろいろ議論がありました、要望から出ている中で一つ…養鶏ですね、下川町における養鶏農家の方がおられます。これらについては、先ほど言った安定基金が活用されるのかと同時に、安定基金というのは差額に対しての問題なんです、これだけ高騰高騰していくとね、本当にその差額の部分が出てこなくて、安定基金が本当に活用されるっていう担保があるのかどうかという話ですね。それを質問いたします。

それから、認定農業者のみの話なんですけど、先ほどちょっと話がありました激変緩和…これ小規模農家の人も規模感に…大きい小さいによるんですけどね…小さい規模で激減なんですよ…激変なんです。認定農家だけが激変、激減ではないという実態です

ね。御案内のとおり、下川町の農業基本条例に、農業を支援するという…これは認定農家を制限しているわけじゃございません。下川の…これをきっかけにして認定農業をやることによって、いわゆる小規模な農家…御承知のように認定農家というのは面積の拡大、それから所得の一定程度ということなんで、小規模農家を町が…分かりやすい言い方をすると、もうやめてくださいと…暗にですよ、そういう政策的な誘導策にも取られがちな場合がある。このへん…その整合ですね、下川町における農業の政策、そして離農することによって農地が流動化していくわけで、そうすると新規就農を受け入れる中でも一貫性の問題があるわけですね。そのへんの問題です。

それから、4点目、商工労働費の全世帯1万円の商品券、限られた予算で最大の効果を挙げると…優先順位を付けて。御案内のとおり、御承知かと思うんですが、1,000万円の所得がある人で二人世帯も1万円、300万円で四人世帯も1万円、いわゆる1万円ですけど所得格差を助長する話なんですね…これ…1万円ですけど…考え方ですよ。御案内のとおり、家計調査で内閣府が出しているデータがございます。定額給付金における消費増加効果、いわゆる受給額の25%は増加するといわれてるんですね…内閣府の調査ですね。地域振興券…いわゆるうちでやるような商品券の場合は32%増加するというのをいわれてるんです…程度ですね。それをもうちょっと絞って、世帯属性を考慮すると…いわゆる子供がいる世帯とか、所得が少ないという…絞り込みという意味ですね、そうすると消費増加が更に上がるというデータがあるんですね。最小の経費で最大の効果を挙げるとするならば、所得制限を設けるべき。御案内のとおり、コロナの給付金というのは、生活弱者、生活困窮者を支援するというのが第一なわけですね…そのお金をやっぱり生活困窮者。それで、経済的に困窮する人たち、なかなか見えない人たち、声が小さくて挙げられない人たちにしっかり支援するべきではないかなと思うんですが、そのへんの議論とかもされて、所得制限を設けないでやっているのかというところの4点、質問いたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

古屋農林課長。

○農林課長（古屋宏彦君） 基幹産業人的資本事業の関係でございます。こちらについては、定款を変更するということはちょっと…思い当たらないところがありますが、委託先として考えているのは、やはり人材を何かしら動かすことができる…対応することができる機関にお願いしたいと思っております。そういうような履歴を持っている所を想定をしておりますので、農業の関係にも…精通をしているとまではいえないかもしれませんが、町内事情にはある程度明るいのではないかとこの所を委託するということで私どもはイメージをしております。特に人材コーディネートという部分があるかと思っております。後、農業情報についても、我々農林課として委託を受けてくださる事業者の方にはいろいろとお話をさせていただきたいと思っております。そのような形で補完をしていきたいと思っております。

後、養鶏業の方のお話があったと思います。養鶏業の方の場合も安定化基金の対象になっているとは思いますが、全部が対象になっているかどうかまでは…そこはなってい

ないと思います。これは具体的に調べていないので、養鶏業は対象になっておりますし、その餌も対象になっていることは事実であります。全部の金額がこの安定化基金…養鶏業は担保されているかどうかというのは掴んでおりません。

後、農業者の関係については、農業基本条例で…仰るとおり、やっぱり農業者のための支援条例であります。今回の対策をしているのは、小規模農家の場合のケース、あと、ある程度、翌年また5年後を見据え、そういう経営をしていこうとする方々向けの支援というふうに考えておりますので、このへんについて、やめてくださいなどというようなことはございません。ただ、やめた場合に、土地は流動性という話もありましたので、この土地の流動性を引き受けることができる農業者の方々、これは我々は認定農業者の方々だというふうに思っておりますので、こういうような方々に借りる、買うなどの農地を有効活用していただきたいと思っております。私からは以上です。

○議長（近藤八郎君） 残る…所得制限の件、副町長。

○副町長（武田浩喜君） 商品券1万円の関係でございます。こちらについては、今回、価格高騰の部分の対策として、全世帯に1万円を給付させていただくということでございます。コロナの臨時交付金の関係でございますけれども、当然これまではコロナ感染症の影響によって、様々な経済的な影響、生活不安も含めてですね、そういった影響を受けてきたということで、国の方からそれに対する交付金ということで交付をされてきたということです。昨年末以降…今年に入って、原油価格、それから物価の高騰が続いているということもあって、その交付金の中に物価高騰対策の支援策ということで、国の方から支援がきてございます。そんな関係もあってですね、今回…当然、コロナ関連で生活に不安を抱えている方、経済的な不安を抱えている方などについては、国の方もそうですが、一定程度の所得制限を設けながら生活の苦しい方について上乘せをするような形で支援をしていると。国の方では低所得の方に10万円の給付ですとか、子育て世帯の低所得者の方に5万円。今回、同じく提案させていただいている高齢者と障害者については、町の方として1万円の給付をさせていただいているということです。それ以外に…価格高騰の部分については、全町民の方がそれぞれ…大小ありますが…影響を受けているということもございますので、そういったところについては所得制限を設けなくて、全世帯について給付をさせていただいて、その影響を少しでも緩和できるような形で1万円の商品券を交付させていただくと、そんな考え方で今回提案をさせていただいておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 今、私の前でいろいろ議論をされておりましたが、先ほど言ったところの…質疑の中で、いろいろ提案も入った質疑があったと思うんですけど…全体的に。これをやっぱり踏まえて、運用の中で…特に農業の問題、これについて農業者全般に広げていくという。それから所得制限…これらについて、お考えはございませんでしょうか。



○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） これまで長い間、議論して、そして今回、臨時会議という形で提案させていただきましたけれども、現在のところはこの提案で進めてまいりたいと考えてございますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、これで質疑を終わります。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。  
4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） すごく積極的な取り組みが入っております。是非それを基盤としたスキームですね、まずは…全員協議会でもあったんですが、特に農業の問題、関係する団体とよく協議をしていただいて、先ほど申し上げましたとおり、下川町の農業に関わることです。土地利用に関わる…農地に関わることです。みんな頑張っているんです。面積の大小、収益の大小に関わらず、みんなでこのコロナを乗り越えていくと、誰一人取り残されることなくね、そういう趣旨でもう一度再考していただいて、所得制限も先ほどいったとおりです…最小の経費で最大の効果、町民感情からしてですね、1,000万円もらっている人が1万円もらって、300万円ぐらいの人が1万円…これね町民感情として、みんなやっぱり頑張っている中で。関係機関、それから町民の方に意見を…町の方がこれ総括していると思うんですがね、みんなの意見を聞きながら…通年議会でございますから…再考していただいて、今までのスキームを尊重して再提案をしていただきたいと私は思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに発言はありませんか。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第26号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長(近藤八郎君) 日程第6 議案第27号「令和4年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷一之君) 議案第27号 令和4年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年度下川町簡易水道事業特別会計の第2回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ21万円を追加し、総額5億5,535万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費で、水道料金システムの基本料金データ修正に伴う委託料を増額計上しております。

歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、厳しい経済状況に置かれている町内世帯及び事業者等を支援するため、水道基本料金3か月間を免除することから、水道使用料を減額計上しており、また、一般会計繰入金では、水道基本料金免除分及び水道基本料金データ修正に伴う委託料分を増額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長(近藤八郎君) ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番 春日議員。

○4番(春日隆司君) 先ほど一般会計で反対の意見を述べさせていただきました。一般会計と支出、収入が関わることから、反対をさせていただきます。

○議長(近藤八郎君) ほかに発言はありませんか。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。  
1 番 齊藤議員。

○1 番（齊藤好信君） 今回の物価高、原油高騰を受けて、いかにこの物価高から家計を守る対策を各自治体が打ち出すかという点からも、今回の交付金を使ってですね、水道料金の3か月の減免措置、これは私がかねてから求めたものでありますし、また、これは全世帯にとって本当に家計を守る…特に御婦人にとっては非常に有り難い施策だと思います。そういう意味で賛成討論とします。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、これで討論を終わります  
これから、議案第27号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。  
したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。  
これをもって、令和4年下川町議会定例会7月臨時会議を閉会といたします。

午後2時30分 閉会

---

○議長（近藤八郎君） ここで町長から御挨拶がございます。

○町長（谷 一之君） 臨時会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、今臨時会議におきまして、大変御多用の中、御出席を賜り、提案させていただいた3件の議案について、全てお認めいただいたことに深く感謝申し上げます。議員各位には、今後とも御指導賜りますことを心よりお願い申し上げますとともに、夏が続いてございますので、熱中症等に御留意いただきますことをお祈りし、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（近藤八郎君） 本日は、以上をもって散会といたします。御苦労さまでございました。